

令和 8 年度

上越海上保安署復旧工事

第九管区海上保安本部

第一章 工事概要

1. 工事名称

上越海上保安署復旧工事

2. 工事場所

上越海上保安署

〒942-0011 新潟県上越市港町1丁目11番地20号 直江津港湾合同庁舎3階

3. 工事期間

契約締結日から令和8年12月18日(金)まで。

4. 担当部署

事務所名 第九管区海上保安本部総務部経理課(仕様、監督、検査)

所在地 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号

電話 025-285-0118

事務所名 上越海上保安署(監督)

所在地 新潟県上越市港町1丁目11番地20号

電話 025-543-4118

5. 官給品

なし

第二章 一般共通事項

1. 適用範囲

(1) 工事実施に際しては、設計図書に従い施行する。

(2) 本仕様書に記載のない事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。

2. 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む)をいう。

3. 監督職員

監督職員とは、「第九管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。

4. 疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議し、その指示に従う。

5. 現場の納まりなどの関係による協議

現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。なお、軽微な変更等であれば請負金額の変更は行なわない。

6. 諸届

工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。また、これに要する諸費用も負担する。

7. 現場代理人及び主任技術者

- (1) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。
- (2) 建設業法第 26 条に定める主任技術者(監理技術者)はその資格を証明する資料を監督職員に提出し承諾を受ける。

8. 工事現場の安全衛生管理

- (1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行なう。
ただし、別に責任者を定める場合はこれによるものとする。
- (2) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行なうなど、事故の防止に努める。

9. 災害及び公害の防止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。また、第三者に対して損害を与えた場合は、請負者の責任において適正な補償を行わなければならない。

- (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (2) 公害の防止に努める。
- (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。
- (4) 気象の変化に注意し、事故防止に努める。
- (5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。

10. 臨機の処置

災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

11. 養生

従来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生及び保護を行なう。

12. 工程表

着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承認を受ける。

13. 施工計画書

工事着工に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

14. 施工図、原寸図、見本その他

施工図、原寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。ただし、作成の必要性の少ないものは監督職員の承諾を受けて省略することができる。

15. 職方への指示

12. 13. 14. により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。

16. 材料

(1) 材料は、新品とし、18. により合格したもの又は、承諾を受けたものとする。

(2) 材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。

(3) 設計図書による「JIS(日本工業規格)の規格品」と指示された材料は、JIS マーク表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。

(4) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して承諾を受ける。

17. 材料搬入の報告

材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に 27. の工事報告で報告する。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。

18. 材料の検査

(1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

(2) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。

20. 施工

施工は、設計図書及び 12. 13. 14. による監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図などに従って行なう。

21. 施工の検査

監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は別に指示する。

(1) 設計図書に定められた場合。

(2) 監督職員の指定した工程に達した場合。

22. 施工の立ち会い

監督職員の立ち会いは、下記の場合に行う。

(1) 設計図書に定められた場合。

(2) 監督職員が特に指示する場合。

23. 他工事との出合

他の請負者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。

24. あと片付け

工事完成に際しては、あと片付け及び清掃を行う。

25. 工事報告

工事の進捗、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。

26. 工事写真

工事着工前から工事完成まで工事の施工順に撮影し、サービス判、各 1 枚をアルバムに整理して監督職員に提出する。

特に工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認できない部分の撮影を忘れないよう十分注意し、被写体の寸法が判明するよう、スケール、ポール及び箱尺等を同時に撮影する。

27. 完成写真

正面・側面等2～3方向から撮影し監督職員に提出する。

28. 完成検査

現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い、請負人の負担において適切な措置を講じなければならない。

29. 官給品等

(1) 本工事において、官給品がある場合は、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。

①官給品の引き渡しを受ける際には、現場に立ち会い、「官給品受領書」を 2 部提出する。

②官給品の保管場所・保管方法並びに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。

③官給品の使用が終了したときは、「官給品精算書」を 2 部提出して確認を受け引渡を行う。

(2) 本工事において、撤去品が発生した場合、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。

①撤去品の保管場所・保管方法並びに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。

②監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を 2 部提出する。

30. 完成図書等

工事完成後、完成図書、取扱説明書その他監督職員の指示する図書を提出すること。

第三章 工事仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は下記による

- 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)」
- 「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)」
- 「電気通信設備工事共通仕様書」:国土交通省大臣官房技術調査課編集

本工事にあたって、撤去した発生材等は関係法定に従い適正に処置し、撤去にあたっては、建設リサイクル法等関係法令に準拠し適正に処分すること。

また、産業廃棄物処理については、マニフェスト及び搬出入状況写真等により管理し適法に行うこと。使用する材料は、製作図等を提出の上、監督職員の指示を受けること。

1. 仮設等工事

- (1)設置工事前に安全に作業できるよう足場等を設置し、養生を行うこと。
- (2)工事資材や処分廃材の運搬及び搬入・搬出は付帯とする。
- (3)設置工事等完了後、室内の清掃を行うこと。

2. 清掃作業

下記に記載する部屋等のクリーニングを行うこと。

なお、各部屋の清掃箇所については下記及び別紙1のとおり。

①船艇事務室

- ・床(約 43.2 m²)の機械洗浄及びワックス塗布を行うこと。
- ・天井(約 43.2 m²)の煤を除去したうえで、お湯拭きを行うこと。
- ・壁面(約 68.6 m²)の煤を除去したうえで、お湯拭きを行うこと。

②船艇事務室書庫

- ・床(約 21.6 m²)の機械洗浄及びワックス塗布を行うこと。
- ・天井(約 21.6 m²)の煤を除去したうえで、お湯拭きを行うこと。
- ・壁面(約 53 m²)の煤を除去したうえで、お湯拭きを行うこと。

③廊下

- ・床(約 36 m²)の機械洗浄及びワックス塗布を行うこと。

④執務室

- ・床(約 31.2 m²)の機械洗浄及びワックス塗布を行うこと。

⑤司令室

- ・床(約 31.2 m²)の機械洗浄及びワックス塗布を行うこと。

⑥階段(3 階踊り場から屋上踊り場まで)

- ・床(約 20.7 m²)の機械洗浄及びワックス塗布を行うこと。
- ・壁面(約 60 m²)の煤を除去したうえで、お湯拭きを行うこと。

3. 塗装工事

下記に記載する部屋等に塗装を施すこと。

なお、各部屋の塗装箇所等については下記及び別紙2のとおり。

①船艇事務室

- ・天井(約 43.2 m²)へプライマー処理を行い、AEP 塗装(2 回)行うこと。
- ・壁面(約 57 m²)へ下地処理及びプライマー処理を行い、AEP 塗装(2 回)行うこと。(窓及び建具除く。)

②船艇事務室書庫

- ・天井(約 21.6 m²)へプライマー処理を行い、AEP 塗装(2 回)行うこと。
- ・壁面(約 48.9 m²)へ下地処理及びプライマー処理を行い、AEP 塗装(2 回)行うこと。(窓及び建具を除く。)

③廊下

- ・天井(約 36 m²)へプライマー処理を行い、AEP 塗装(2 回)行うこと。
- ・壁面(約 61.6 m²)へ下地処理及びプライマー処理を行い、AEP 塗装(2 回)行うこと。(建具を除く。)

④執務室

- ・天井の空調吹き出し口周辺(約 1 m²)2 箇所へプライマー処理を行い、AEP 塗装(2 回)行うこと。

⑤司令室

- ・天井の空調吹き出し口周辺(約 1 m²)2 箇所へプライマー処理を行い、AEP 塗装(2 回)行うこと。

⑥署長室

- ・天井の空調吹き出し口周辺(約 1 m²)へプライマー処理を行い、AEP 塗装(2 回)行うこと。
- ・入り口側の壁面(約 5.4 m²)へ下地処理及びプライマー処理を行い、AEP 塗装(2 回)行うこと。(建具を除く。)

4. 照明器具交換等工事

下記に記載する部屋の照明器具等交換工事を行うこと。

なお、各部屋の施工箇所等については下記及び別紙3のとおり。

- ①船艇事務室 8 箇所及び船艇事務室書庫 4 箇所の照明器具を撤去し、LED 照明器具【富士型ベースライトw230 5200lm、天井直付、昼白色】を取付けること。なお、取付けにあたり、天井下地に補強材を使用すること。
- ②船艇事務室書庫の既存の照明スイッチを撤去のうえ、上記照明器具に適合するスイッチを新設すること。

なお、撤去した照明器具等にあつては、契約業者にて適切に処分すること。

5. 長尺シート及びタイルカーペット張替え工事

下記に記載する部屋の長尺シート及びタイルカーペットの張替え工事を行うこと。

なお、各部屋の施工箇所等については下記及び別紙4のとおり。

- ①船艇事務室書庫の床(1.8m×1.8m)の長尺シートを撤去し、同等の長尺シートに張替えること。
 - ②署長室のタイルカーペット 20 枚程度(入口側 3.5 列分)【東リGA-100(全厚 6.5mm、500×500):色 グレー】を撤去し、同等のカーペットに張替えること。なお、カーペットの裁断が必要な場合は適宜裁断し、部屋の形状に合わせ床の隙間を埋めること。
- なお、撤去した長尺シート及びカーペットにあつては、契約業者にて適切に処分すること。

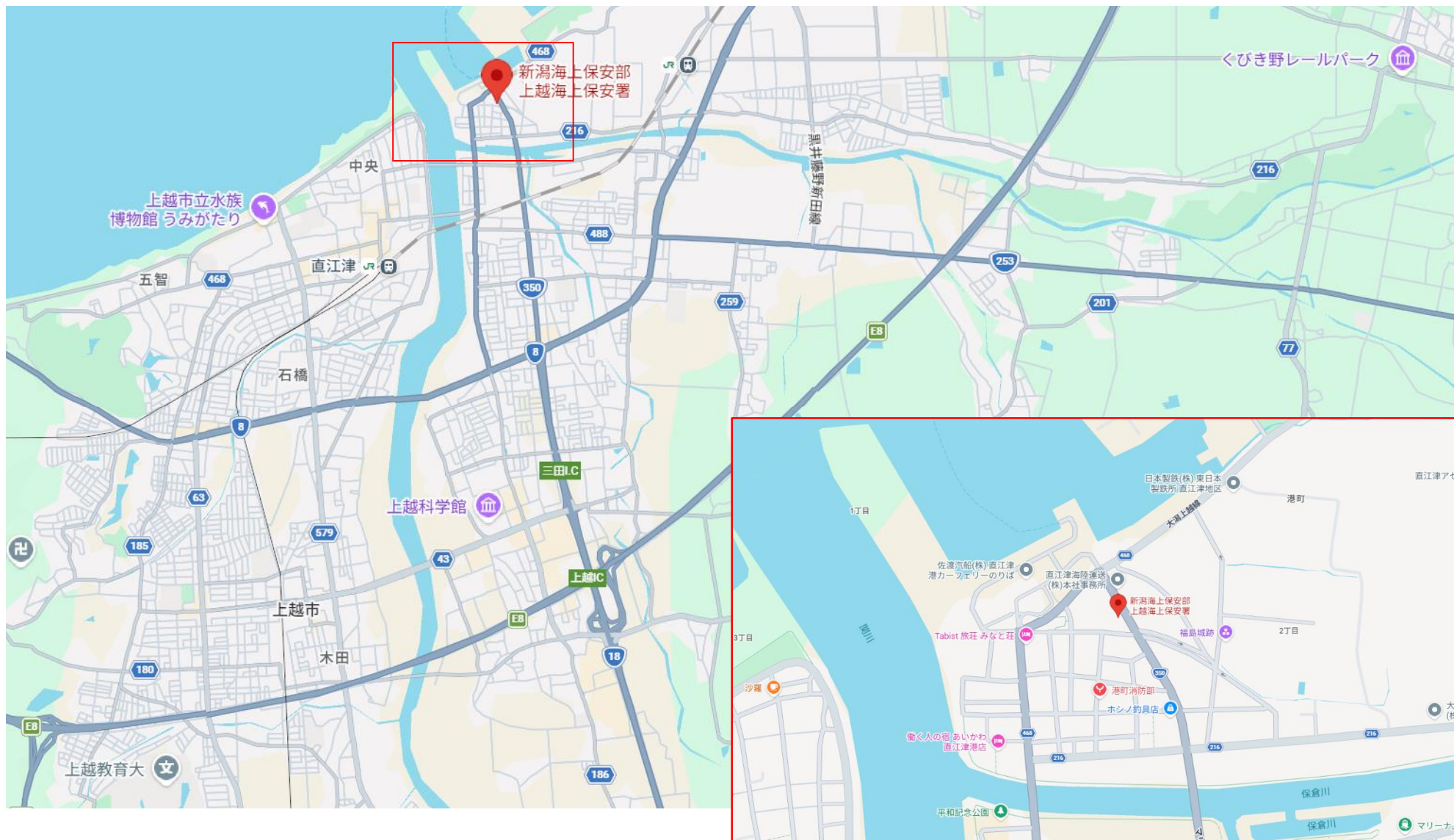
6. その他

- ①交換した照明器具にあつては、正常に作動するか確認すること。

②船艇事務室及び船艇事務室書庫にあつては、電気工事との兼合いがあるため、監督職員と調整のうえ実施すること。

上越海上保安署

〒942-0011 新潟県上越市港町1丁目11番地20号 直江津港湾合同庁舎3階

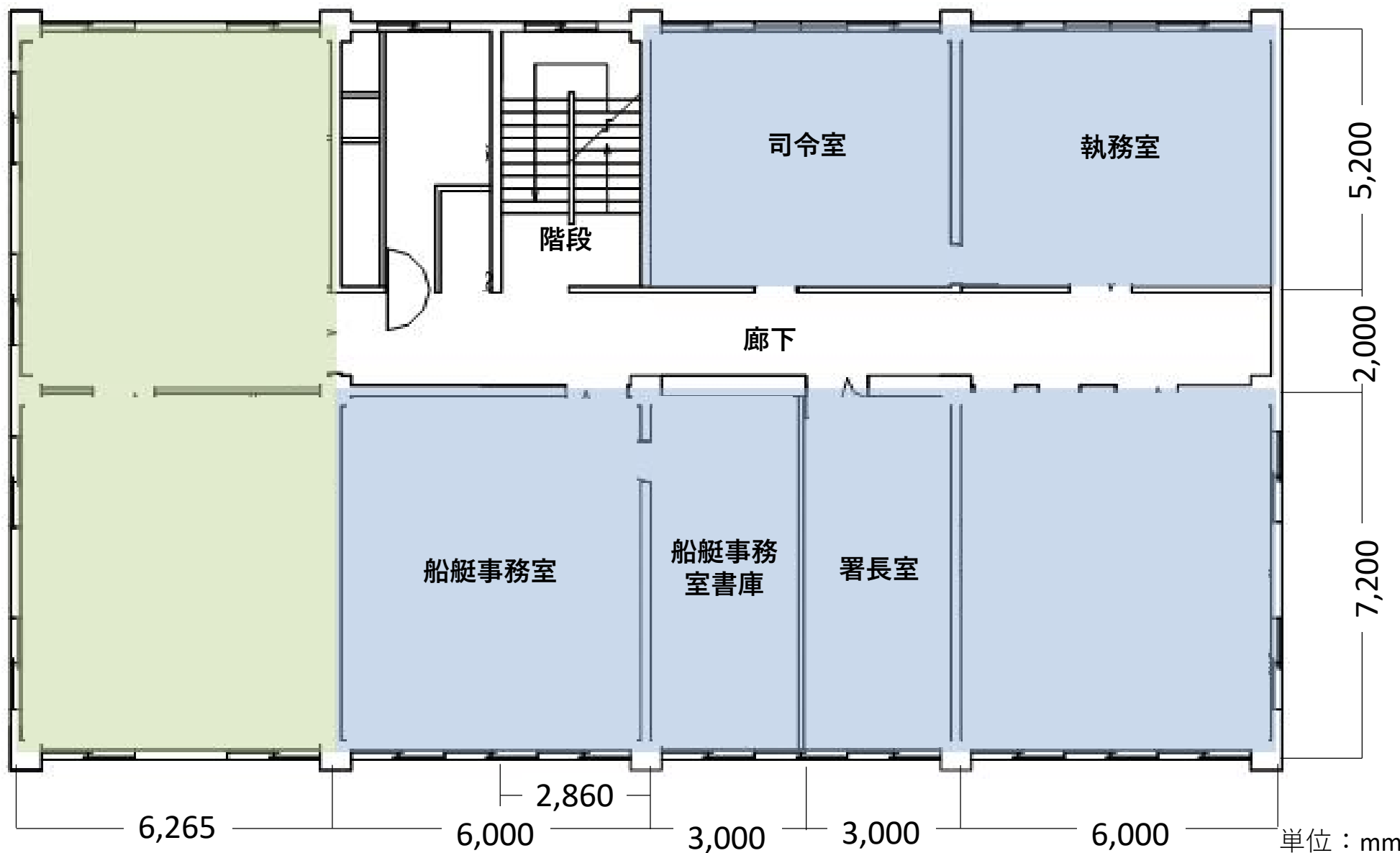


平面図

直江津港湾合庁 3 階平面図

各室高さ：2,600

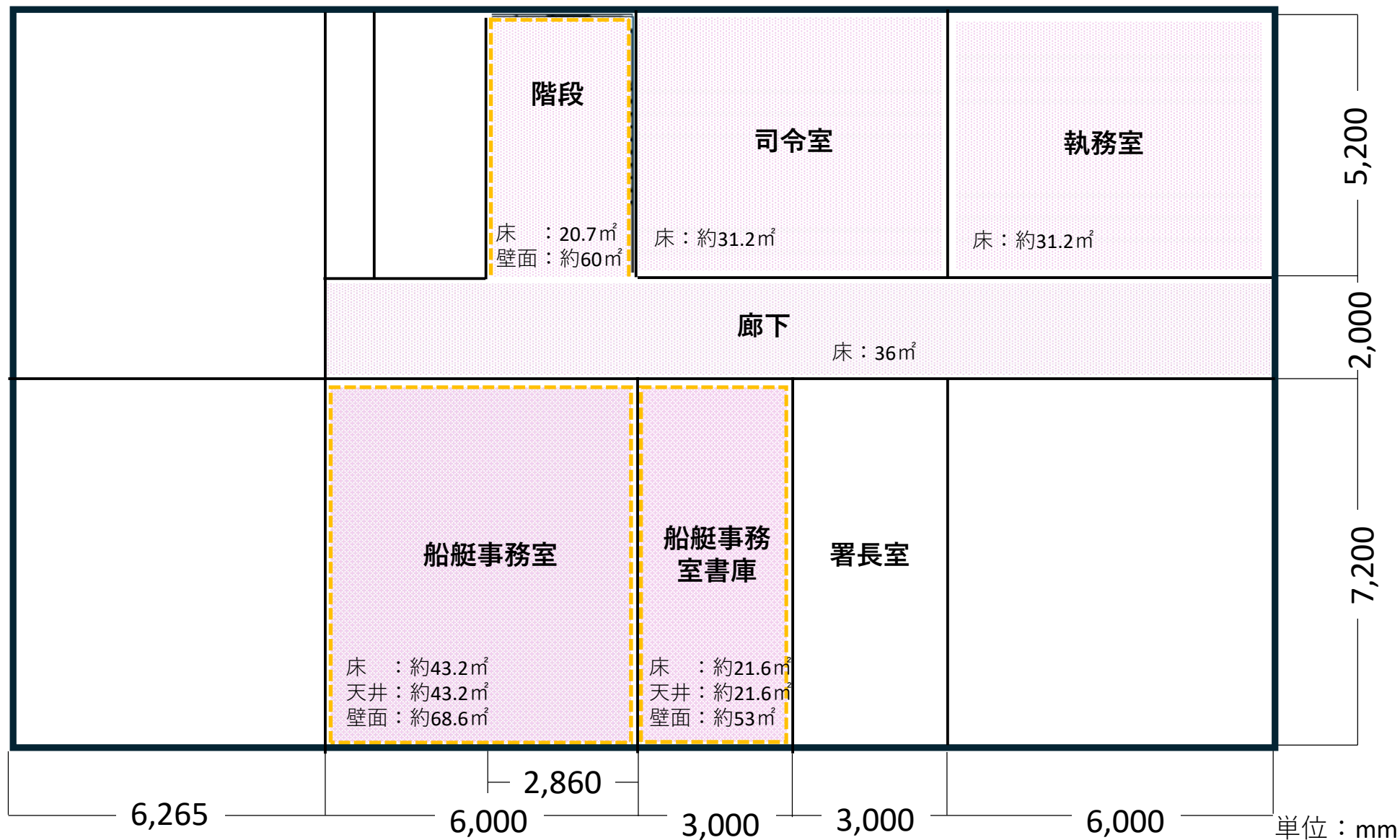
廊下高さ：2,250



清掃作業箇所

清掃床・天井
清掃壁面

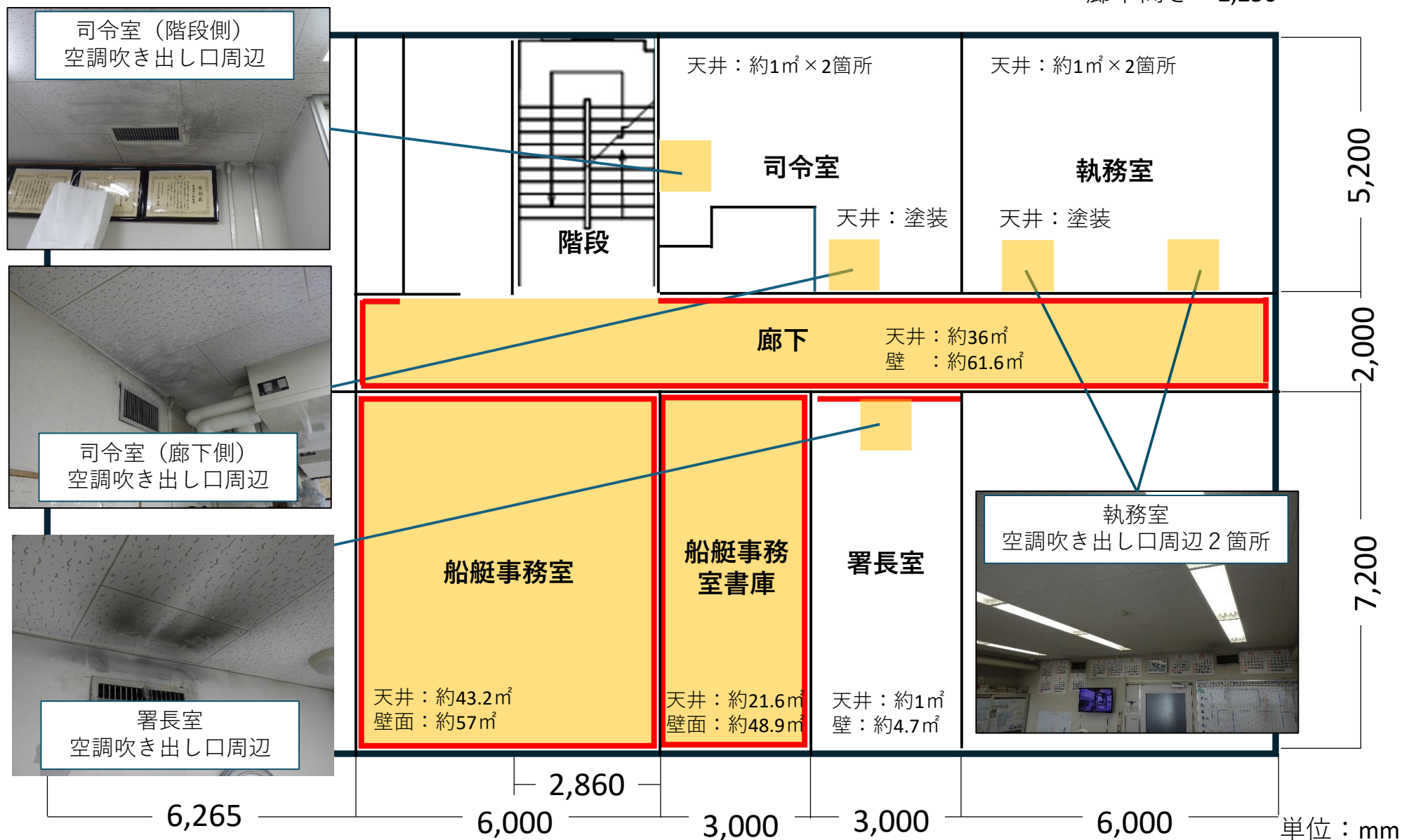
各室高さ：2,600
廊下高さ：2,250



塗装工事箇所

■ 塗装天井
 ■ 塗装壁面

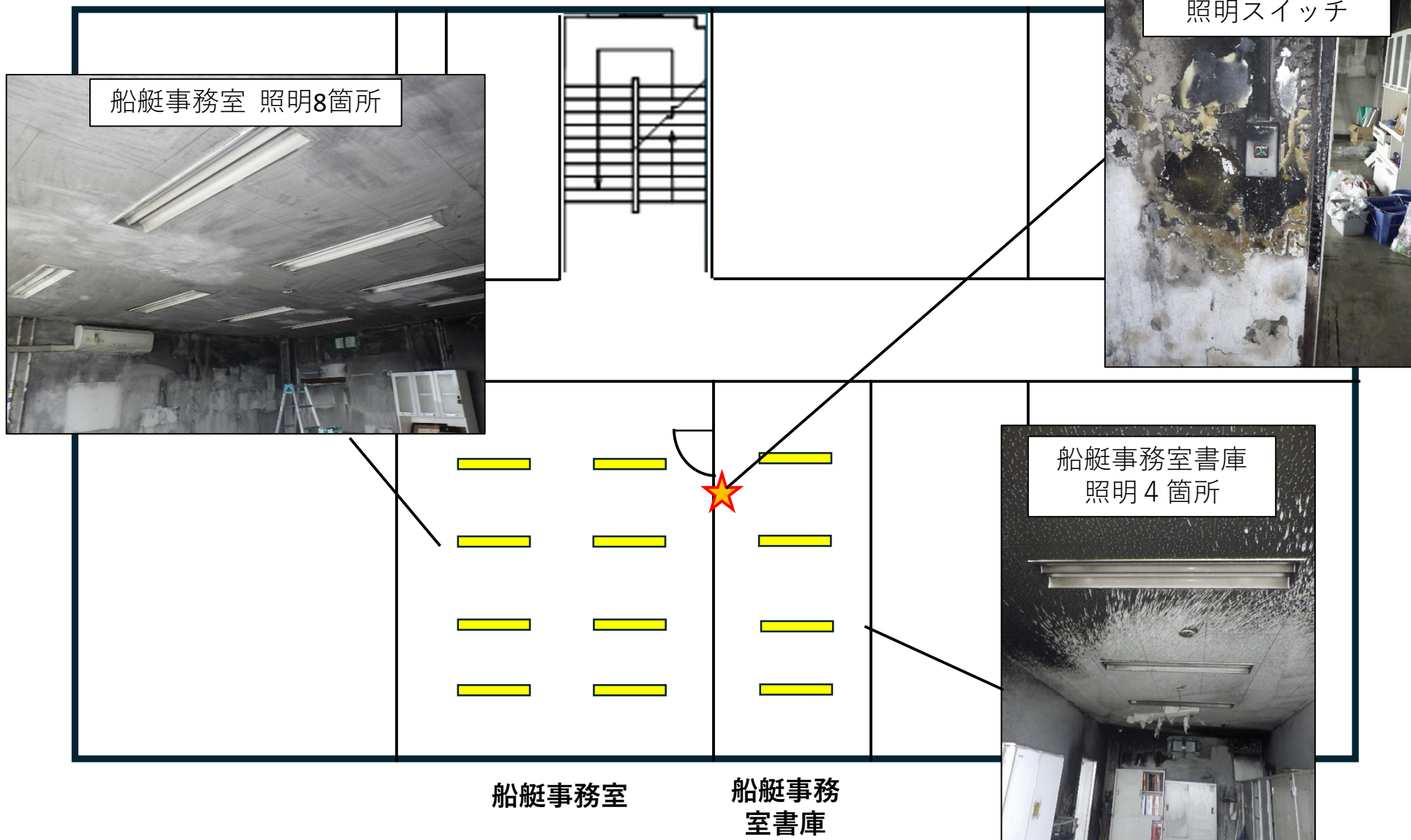
各室高さ：2,600
 廊下高さ：2,250



照明器具、照明スイッチ交換箇所

■ 照明

★ 照明スイッチ



長尺シート・タイルカーペット張替え箇所

 張替え箇所

各室高さ：2,600

廊下高さ：2,250

